

地域計画

策定年月日	令和6年8月1日
更新年月日	
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	平田 (平田町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	27.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	27.3 ha
② 田の面積	27.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>平成17年7月に町内の多くの農家の賛同を得て、集落一農場方式の集落営農組合を設立し、経営規模拡大と効率的な営農に取り組んできている。平成18年には農作業の効率化を図るため、農地を集積し、畦畔を除去方式による60aを基本区画としたほ場の大区画化に着手し、平成21年には場整備を完了した。集落営農に参画しなかった農家は、認定農家に農地を貸し付けており、当面この形での継続が見込まれている。集落営農組合は、平成23年7月に組合を法人化し、〇〇〇を設立。これにより、より一層の経営の安定化を図るとともに、環境に配慮した取り組みを進めている。〇〇〇については、法人そのものの後継者問題は解消しないものの、40歳前後の作業従事者も出てきている。水稲、麦、大豆の作業の協業化、個々の農業者の負担を軽減、担い手が病気やけがで農作業が出来なくなったときの対応、後継者不足の問題の解消、営農活動の継続、農地の保全につなげている。平田町の土地利用、営農については、その多くが中心経営体である〇〇〇が担っているほか、他集落の認定農業者で行われている。課題としては、営農形態が米・麦・大豆の土地利用型作物のみとなっているため、今後の生産物価格や交付金等の動向によっては安定した経営に支障をきたすことが考えられる。</p>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>〇〇〇では、米・麦・大豆の土地利用型作物以外の生産に取り組めていない。作業従事者の確保を考えると現状においては、手間のかかる野菜をはじめとした作物に取り組むことは難しいが、生産物価格や交付金等の動向によっては検討していかなくてはならない。</p>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の集積については、〇〇〇や認定農業者への集積がほぼ完了していると考えており、今後もこの集積、集約化を基本に継続して取り組んでいく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	90.1	%	将来の目標とする集積率
			93.7 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地の集団化については、〇〇〇や認定農業者への集約がほぼ完了していると考えており、今後もこの集積、集約化を基本に継続して取り組んでいく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地の集積については、〇〇〇や認定農業者への集積がほぼ完了していると考えており、今後もこの集積、集約化を基本に継続して取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の集積については、〇〇〇や認定農業者への集積がほぼ完了していると考えており、農地中間管理機構の活用は特に必要がないものと考えている。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備事業については、平成18年に農地を集積し、畦畔を除去方式による60aを基本区画としたほ場の大区画化に着手し、平成21年にほ場整備を完了している。一部、作業合理化のため合筆等が必要な箇所については、農地耕作条件改善事業で実施したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
〇〇〇や認定農業者への集積がほぼ完了していることから、当面、多様な経営体の確保・育成に取り組む考えはない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
当面、考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①現在、被害は発生していないが、発生した場合は地域による鳥獣害対策(侵入防止柵の適正管理)に取り組む。				
②現在においても、水稻については減農薬栽培に取り杭しており、これを継続、発展させていく。				
③〇〇〇では、GPS付きの機械を導入し、省力化に取り組む。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集	〇〇〇	水稻、麦、大豆	22.8 ha	ha	水稻、麦、大豆	16.4 ha	ha	緑	
認農	〇〇〇	水稻、麦、大豆	1.8 ha	ha	水稻、麦、大豆	8.3 ha	ha	灰	
認農	〇〇〇	水稻、麦、大豆	- ha	ha	水稻、麦、大豆	0.9 ha	ha	赤	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
その他		水稻、麦、大豆	2.7 ha	ha	水稻、麦、大豆	1.7 ha	ha	青	
計	3経営体		24.6 ha	0 ha		25.6 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。